

土田敏朗議員及び北 良晃議員に対する懲罰の動議

上記動議を次の理由をつけ、地方自治法第135条第2項及び会議規則第153条第1項の規定により提出します。

令和7年3月30日

奈良市議会議長 森 岡 弘 之 様

提出者

奈良市議会議員 宮 池 明

同 山 口 裕 司

同 大 西 淳 文

同 内 藤 智 司

同 森 田 一 成

(理 由)

令和7年3月28日の本会議において、土田敏朗議員は、議員にとって最も重要な議会の意思決定の場である表決の際に居眠りをした。この行為は、議員個人としての責務の履行を怠るだけでなく、市民からの奈良市議会に対する信頼を損なうものである。また、北 良晃議員は、居眠りをしている隣席の土田敏朗議員に代わって電子表決システムのボタンを押下した。この行為は、議会全体の意思決定をゆがめるとともに、民主主義の根幹を揺るがすものである。

これらの行為は、市民の代表としての責任、地域社会への影響、議員としての良心、そして議会の存在意義という多様な面において不適切極まりないものであり、地方自治法第89条第3項に規定する誠実に職務を行う義務及び会議規則第144条に規定する品位の尊重義務に違反すると思料されることから、両議員に懲罰を科されたい。